随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和7年8月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	住民情報系ネットワークにおけるOffice利用に伴う認証回線構築業務	NTTスマートコネクト株式会社	19,782,400	R7.8.5	本業務は、住民情報系端末において業務に必要なOfficeを引き続き利用するために、 グループウェアシステム（以下「当該システム」という。）で利用しているMicrosoft 365テナントへの認証回線及びネットワーク機器を構築するものである。 住民情報系端末でofficeライセンスを利用するためには、Microsoftのライセンス認証をする必要があるが、ライセンス購入と認証設備を新規構築することは2重投資になりコストが高く、またセキュリティを安全に保った状態で利用するためには、当該システムで利用している環境を流用する必要がある。 また、セキュリティ上当該システムの既存認証回線とは分離しなければならないため、当該システムで使用している認証回線を兼用することはできず、新たに認証回線を構築する必要がある。既存のMicrosoft 365テナントへの認証回線を構築するには、セキュリティ上安全に運用するための設計構築を行っている当該システムに関しての詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込め ず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が履行しようとすると、設定誤りや設定漏れ等により、住民情報系端末でOffice利用ができなくなるだけでなく、住民情報系端末内の情報がクラウドに流出する等、重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できる者は、当該システム及びMicrosoft 365テナントについての詳細な知識等を有し、かつ構築業者であるエヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	1者随契	
2	ICTイノベーション推進室	228-7264	インターネット閲覧用仮想化基盤等バージョンアップ業務	NTTビジネスソリューションズ株式会社	13,322,100	R7.8.8	本業務は、令和3年度に開始したインターネット用デスクトップ仮想化基盤機器賃貸借において導入されているOSがWindows10SACであり、令和7年10月14日でサポート期限を迎えることから、Windows10SACからWindows10LTSC2019にOSを移行させ令和11年1月9日までサポートがされている状態にし、もってセキュリティの確保を目的とするものである。 当該目的を達成するために、インターネット仮想化基盤環境等及びネットワーク機器の構成などを網羅的に把握している必要があり、インターネット仮想化基盤や当該機器に関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。そのため、当該基盤を構築し、当該機器を導入した当該業者以外では適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識及び技術を有しない者が本業務を履行すると、設定誤りによりインターネット仮想化基盤の機能を損なう恐れがあり、ひいては庁内LANネットワークへの影響が考えられ、本来のサービスが供給できなくなり、職員の業務に多大な影響を及ぼす可能性がある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、インターネット仮想化基盤を構築し、当該ネットワーク機器の保守業者であり、インターネット仮想化基盤に係る詳細な知識や技術等を有するNTTビジネスソリューションズ株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
3									
4									
5									